

はしがき

このたびは、数ある相続関係の書籍の中から本書をお手に取っていただき、ありがとうございます。

信託法改正により家族信託が終活・相続の場面に欠かせないものとして広まり始めてから10有余年。

その普及の勢いは目覚ましいものですが、一方で、「複雑そうな仕組みであり、今ひとつ自信を持って取り扱えない」「どのようなケースに用いるのが最適なのかかわからない」「他の相続対策とどのように組み合わせたら良いのかを知りたい」という声も漏れ聞こえてきます。

そこで、本書は、これから家族信託に取り組みたいと考えている各種士業・不動産業等を含む相続コンサルタントの皆様に向けて、図や事例を多用しながらわかりやすい解説を試みました。

また、本書では、これまであまり専門書が出版されていない生命保険信託についても取り上げています。生命保険信託は、相続対策として最近よく利用されるようになってきた便利な仕組みであるにもかかわらず「知る人ぞ知る」という面があり、これを活用している相続コンサルタントはまだ少ないものと思われます。

本書の特色は、類書に必ず書かれているような基本的な法的知識は確認程度にとどめ、家族信託や生命保険信託を使って実際にどのような相続対策ができるかという具体的な事例について、相続コンサルタント目線に立ち、そのプロセスを掘り下げて解説している点です。

そして、相続対策は決して1人だけでできるものでなく、司令塔の相続コンサルタントを中心に複数の業種が連携して行うべきものですから、異なる業種間でのチームワークも大切です。本書ではそうしたチーム作りのヒントも解説していますし、そうしたチームワークを駆使して課題を解決できた事例を中心に紹介しました。

共著者はいずれも相続業務の第一線で活躍する相続コンサルタント

ばかりで、司法書士の上木拓郎先生と行政書士の細谷洋貴先生は、家族信託に関する豊富な経験を活かし、本書では事例解説等を担当しました。

税理士の藤原由親先生は、相続関係の税務に特化しており、本書では税務面の解説等を担当しています。

一橋香織先生は、相続コンサルタントとして後進の育成にも力を入れており、チームワークについての解説等を担当しています。

弁護士である私はコンプライアンスの項目のほか、保険業に携わる小笠原大介様の協力を得て生命保険信託について言及いたしました。

どうぞご自身の気になる項目から、ページをめくってみてください。

本書が少しでも皆様のお役に立ち、世の中に円満な相続が広がっていくことを願っています。

令和7年3月

共著者代表

弁護士 **木野 綾子**

目 次

はしがき	1
------------	---

第 1 章 家族信託・生命保険信託の 基礎知識

 家族信託の基礎知識	14
---	----

① 家族信託が普及してきた背景	14
② 法定後見制度	16
(1) 法定後見人は家庭裁判所が選任する／17	
(2) 法定後見人への報酬の負担／18	
(3) 相続対策や資産活用の制限／20	
③ 家族信託とは	20
④ 法定後見制度と家族信託の比較	23
(1) 制度を利用する方法／23	
(2) 財産を管理する人／24	
(3) 利用開始後の監督／24	
(4) 財産管理人への報酬／24	
(5) 資産活用の可否／25	
⑤ 任意後見制度と家族信託の比較	25
(1) スタート時期／26	
(2) 利用開始後の監督／27	
(3) 財産管理人への報酬／27	
(4) 資産活用の可否／27	
(5) 身上監護／28	
⑥ 遺言と家族信託の比較	28
(1) 自身の死後、遺産の承継先を指定できるか／29	
(2) 自身の死後のみならず、配偶者の死後、つまり二次相続まで	

指定できるか／29

(3) 相続後の財産管理は誰がするのか／30

COLUMN 何度でも言います、知識は礼儀です！ 31

2 生命保険信託の基礎知識 32

① 相続の場面における生命保険自体のメリット 32

- (1) はじめに／32
- (2) 死亡保険金の相続税非課税枠／32
- (3) 遺言・贈与の代わり／33
- (4) 遺留分・代償金の準備／33
- (5) 受取人が相続放棄をしても死亡保険金はもらえる／36
- (6) 換金がスムーズ／36
- (7) まとめ／37

② 生命保険信託とは 38

- (1) はじめに／38
- (2) 生命保険信託の当事者と基本的なしくみ／38

③ 生命保険信託でできること 39

- (1) 死亡保険金の分割払いをカスタマイズ／40
- (2) 受益者連続型という選択肢／41
- (3) 急な出費に備えた保険金の支払い／42

④ 生命保険信託の留意点 43

- (1) 取り扱うことのできる保険会社が限られている／43
- (2) 期間や金額等の条件がある場合もある／43
- (3) 手数料の負担／43
- (4) 保険会社側から勧められるとは限らない／44
- (5) 受取人の希望も確認すべき／44
- (6) 生命保険信託だけでは不十分な場合も／44
- (7) 税制について要確認／45

第2章 どのようなケースに 信託が必要か

1 家族信託が必要なケース 48

- ① 金銭管理型信託 48
- ② 不動産管理型信託 56
- ③ 自社株承継型信託 61

COLUMN その対策は本当に正解ですか？ 65

2 生命保険信託が必要なケース 66

- ① 浪費防止型 66

COLUMN 年金型保険と生命保険信託の違いとは？ 70

- ② 管理不能型 71
- ③ 散財予備軍型 74
- ④ ライフプラン型 77
- ⑤ 受益者（受取人）連続型 78

COLUMN 相続対策には生命保険の活用を！ 81

第3章 相続コンサルタントを中心とした チームワークの大切さ

① 専門家との連携とそれぞれのメリット・ デメリット 84

- ① 弁護士 84
- ② 司法書士 85
- ③ 行政書士 86
- ④ 税理士 87
- ⑤ ファイナンシャルプランナー（FP・IFA） 88
- ⑥ 不動産業 89

② 相続コンサルタントの役割 91

- (1) 方針とチーム編成／93
- (2) 解決までの手順／94
- (3) 解決までのポイント／97
- (4) その後／97

③ チームワークの大切さ 98

- (1) 専門知識の統合／98
- (2) 包括的なアプローチ／98
- (3) リスクの軽減／98
- (4) 効率的なコミュニケーション／98
- (5) 家族の感情面への配慮／99
- (6) 一貫したアフターフォロー／99
- (7) 教育と啓発の強化／99

第4章 家族信託による解決事例

1 金銭管理型信託の解決事例 102

- ① 状況の把握 104
- ② 相続対策の検討 107
- ③ 信託組成における検討事項 107
- ④ 検討事項の確認 111
- ⑤ 信託の組成 112
- ⑥ 信託以外の相続対策 115
- ⑦ 信託の組成後 117

2 自宅売却型信託の解決事例 119

- ① 状況の把握 120
- ② 相続対策の検討 122
- ③ 信託組成における検討事項 123
- ④ 検討事項の確認 126
- ⑤ 信託の組成 127
- ⑥ 信託以外の相続対策 129
- ⑦ 信託の組成後 130

3 自社株承継型信託の解決事例 132

- ① 状況の把握 133

②	相続対策の検討	136
③	信託組成における検討事項	136
④	検討事項の確認	139
⑤	信託の組成	140
⑥	信託以外の相続対策	142
⑦	信託の組成後	143

④ 生命保険信託の解決事例 145

①	状況の把握	146
②	相続対策の検討	149
③	生命保険信託組成における検討事項	149
④	検討事項の確認	152
⑤	信託の組成	153
⑥	信託以外の相続対策	154
⑦	信託の組成後	156

⑤ 施設に入所する母がいる家族の解決事例 ... 158

①	状況の把握	159
②	相続税額の試算	159
③	問題点	160
④	父と子の協議	160

⑥ 有価証券を所有する家族の解決事例 162

①	状況の把握	163
②	初回の面談	163
③	再度の面談	163
④	任意後見か家族信託か	163

⑤	株式を信託財産に	164
⑥	株式を信託財産とする注意点	164
⑦	家族信託の組成	166

7 築古アパートを所有する家族の解決事例 ... 167

①	状況の把握	167
②	家族信託の組成	169

8 家族信託終了後の事例 171

①	状況の把握	171
②	家族信託設定と設定後	172
③	父の死亡	173

第5章 家族信託の税務

7 家族信託の税務 176

①	税制による信託設計の「カベ」	176
②	家族信託における課税類型	177
	(1) 信託税制の概要 / 177	
	(2) 各税目の概要 / 178	
③	受益者等課税信託	180
	(1) 受益者等課税信託の基本構造 / 180	
	(2) 信託効力発生時の課税関係 / 181	
	(3) 信託期間中の課税関係 / 183	
	(4) 信託終了時の課税関係 / 185	

(5)	信託財産に属する債務と相続税の債務控除／186	
(6)	受益者の範囲／187	
④	法人課税信託	193
(1)	法人課税信託の概要／193	
(2)	受益者が存しない信託／195	
(3)	受益証券を発行する信託／197	
(4)	法人が委託者となる信託で一定のもの／198	
⑤	受益権の評価	199
(1)	通常の場合／199	
(2)	受益権複層化信託の場合／199	
(3)	受益者連続型信託の場合／200	
⑥	家族信託に関するその他の税金	202
(1)	固定資産税／202	
(2)	登録免許税／203	
(3)	不動産取得税／204	

② 信託税制による「カベ」の具体例 207

①	他益信託	207
②	裁量信託	208
③	みなし受益者	210
④	受益者が複数の信託	212
⑤	受益者のいない信託（まだ生まれていない孫を 受益者とする場合）	213
⑥	受益者のいない信託（ペットを受益者とする場合）	215

第6章 コンプライアンス

1 コンプライアンスとは何か 218

COLUMN あなたのコンプラ意識は大丈夫? 219

2 業者間が連携する上で守るべき コンプライアンス 220

① 土業の独占業務との関係（業際問題） 220

- (1) 弁護士/220
- (2) 税理士/221
- (3) 司法書士/222
- (4) 行政書士/223

② 土業との提携に伴う紹介料の関係 224

3 家族信託の組成と連携すべき土業 226

① 土業との連携の必要性 226

② 信託契約書の作成 226

- (1) 文案の作成/227
- (2) 必要書類の収集/227
- (3) 金融機関との打合せ/228
- (4) 公証人との打合せ/228
- (5) 公正証書の作成/228

③ 信託の登記 228

④ 連携すべき土業 229

- (1) 信託契約書の作成/229

(2) 信託契約書の税務チェック／230

(3) 信託の登記／230

⑤ 家族信託の組成における相続コンサルタントの
役割 230

4 顧客トラブル回避のために守るべき
コンプライアンス 233

① 相続関連業務の受任者としての義務 233

(1) 委任契約／233

(2) 説明義務／234

(3) 守秘義務／234

② 高齢者の判断力低下 235

(1) 高齢者の判断力低下を利用した不当な契約／235

(2) 典型的な例／235

(3) 高齢の顧客との契約時に気を付けるべきこと／236

(4) 主役は誰か／236

③ 契約書の作成 237

(1) 契約書の重要性／237

(2) 業務範囲の明確化／237

(3) 報酬の取決め／237

(4) その他の取決め／238

(5) 業務途中で変更が生じた場合／238

④ カスタマーハラスメントから身を守るには 238

(1) カスタマーハラスメントとは／238

(2) カスタマーハラスメントの8類型／239

(3) 原因／239

(4) 対応方法／240

COLUMN 縁（エン）ディングノートの無限の力 241

家族信託・ 生命保険信託の 基礎知識

第1章



家族信託の基礎知識



1

家族信託が普及してきた背景

筆者（上木拓郎）は、2012年から家族信託に関するセミナーを一般向け、事業者向けに行ってきました。当初は、こちら側から家族信託の導入を提案するのみでしたが、それから10年以上が経過した現在では、一般の人から家族信託の相談をしたいと要望を受けるケースが急増しています。

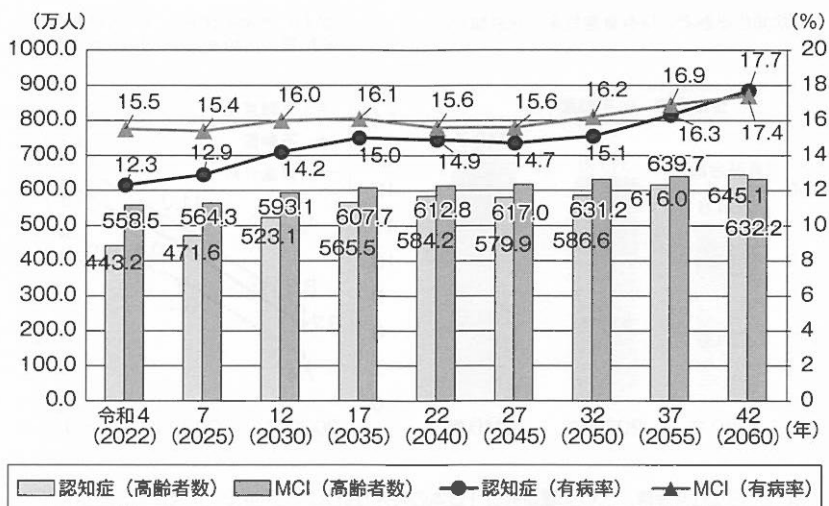
家族信託の相談が増えている背景としては、日本が超高齢化社会に突入していることが挙げられるでしょう。内閣府の「令和6年版 高齢社会白書」によると、令和5年10月1日現在、日本の総人口は1億2,435万人、65歳以上の人口は3,623万人となり、総人口に占める割合（高齢化率）は29.1%となりました。平成22（2010）年の高齢化率は、23.0%でした。令和22（2040）年には、34.8%まで上昇します。

超高齢化社会において、深刻な問題は、「認知症」です。高齢社会白書によると、令和4年における認知症の高齢者数は443.2万人（有病率12.3%）、MCI（軽度認知障害）の高齢者数は558.5万人（有病率15.5%）と推計されています。その上で、認知症及びMCIの有病率が令和7年以降も一定と仮定すると、令和22（2040）年には、それぞれ584.2万人、612.8万人に増加すると予測されています（図表1-1-1参照）。

周知のとおり、認知症を発症すると、さまざまな行動が制限されます。

- ・定期預金の解約、銀行融資を受けること

■ 図表 1-1-1 認知症及び MCI の高齢者数と有病率の将来推計



資料：「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」（令和5年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）：九州大学大学院医学研究院二宮利治教授）より内閣府作成。（令和6年5月8日（水）に開催された認知症施策推進関係者会議（第2回）の配布資料より）

（注1）MCI：軽度認知障害

（注2）2022年の4地域（久山町、中島町、中山町、海士町）から得られた認知症及びMCIの性年齢階級別有病率が2025年以降も一定と仮定して推計した。

（注3）2025年以降の性年齢5歳階級別人口分布の出典：国立社会保障・人口問題研究所、日本の将来推計人口：性年齢5歳階級別人口分布・出生中位（死亡中位）推計

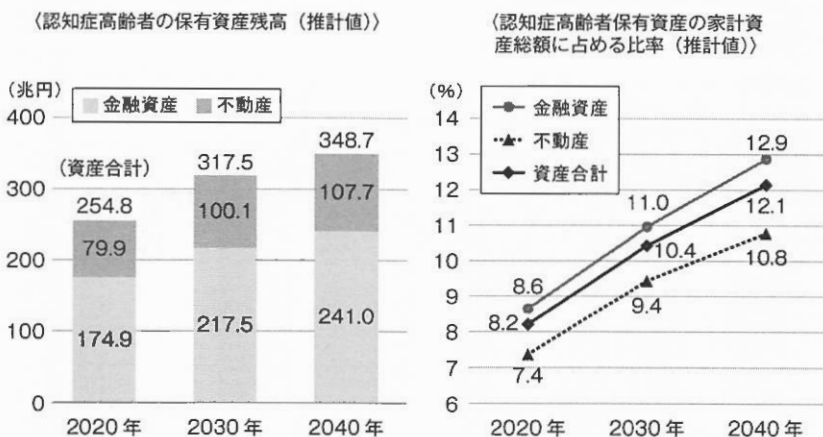
（出典）内閣府「令和6年版 高齢社会白書」

- ・ 不動産の売買、賃貸
- ・ 遺言の作成
- ・ 遺産分割協議、相続放棄

「本人が自身の意思を伝える必要があること」ができなくなります。認知症高齢者の子が、本人に代わって不動産の売買を代理で行うこともできません。認知症になると、その人の財産が凍結状態になります。

ちなみに、三井住友信託銀行「調査月報」（2022年5月号）によると、認知症高齢者が保有する資産額は、金融資産175兆円、不動産が

■ 図表 1-1-2



（資料）国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）」、総務省「全国家計構造調査」、日本銀行「資金循環統計」、「厚生労働科学研究費補助金認知症対策総合研究事業報告書」他

（出典）三井住友信託銀行「調査月報」（2022 年 5 月号）

80 兆円と推計されています。これは日本の家計が保有する資産総額の 8% 強に当たり、2040 年には 349 兆円（家計資産総額の 12%）まで増加する見込みです（図表 1-1-2 参照）。

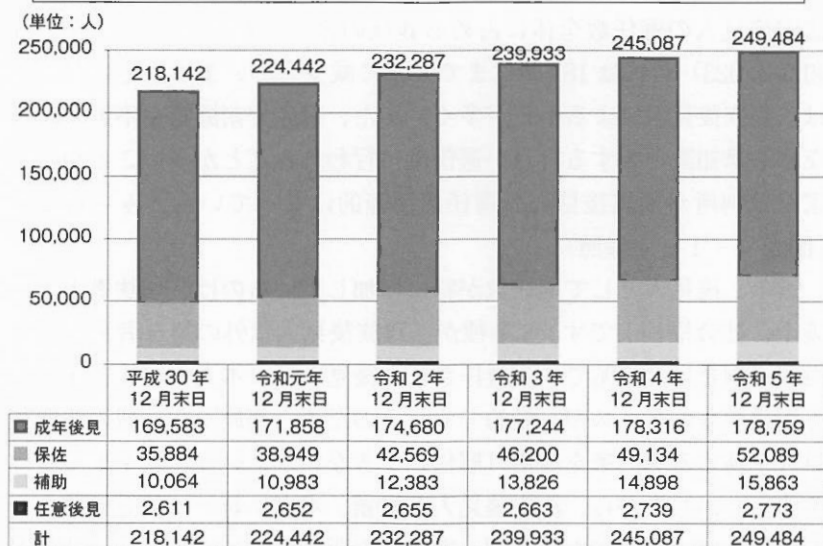
2 法定後見制度

高齢者が認知症を発症し、その人の財産が凍結状態になった場合、家族が採り得る手段は法定後見制度の利用です。配偶者、四親等内の親族等が家庭裁判所に対して、法定後見人の選任申立てを行い、家庭裁判所が法定後見人を選任します。

選任された法定後見人は、本人に代わって財産の管理や処分、施設入所や介護サービスの契約を結ぶことができます。一見、この制度を利用すれば、資産の凍結状態を解除することができるため、認知症発

■ 図表1-1-3 成年後見制度の利用者数の推移（平成30年～令和5年）

- 成年後見制度の各事件類型における利用者数はいずれも増加傾向にある。
○ 令和5年12月末時点の利用者数については、成年後見の割合が約71.7%、保佐の割合が約20.9%、補助の割合が約6.4%、任意後見の割合が約1.1%となっている。



資料：最高裁判所「成年後見関係事件の概況－令和5年1月～12月－」より作成

（出典）厚生労働省「成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況」（令和6年4月）

症に関する事前対策は不要にも思えます。しかし、図表1-1-3を見ると、確かに法定後見制度の利用者数は徐々に増加しているものの、令和5年12月末時点の利用者数（任意後見を除く）は24万6,711人であり、一方で前述の高齢社会白書では認知症の高齢者数が推計443.2万人であるから、制度利用率は5.4%にとどまっています。なぜ、法定後見制度の利用が伸び悩んでいるのでしょうか。その要因をみていきましょう。

（1）法定後見人は家庭裁判所が選任する

親族が家庭裁判所に対して、法定後見人の選任申立てをする際、法

法定後見人候補者も併せて申立書に付記することができます。しかし、家庭裁判所が鑑定や調査をした上で、本人にとって最も適任な人を法定後見人として選任する権限があります。成年後見制度の創設当初、法定後見人の選任数全体に占める親族の割合は約 90%でしたが、令和 5（2023）年には 18.1%にまで大幅に減少しています。その背景には、親族後見人による不正が多く、また、遺産分割協議や不動産売却など法律知識を要する行為が選任後に行われることが多いことから、家庭裁判所が親族後見人の選任に消極的になっているとみられます（図表 1 - 1 - 4 参照）。

近年、後見人として選任数が特に増加しているのは、司法書士、弁護士、社会福祉士です。3 業種が、親族後見人以外の第三者後見人に占める割合は 81.1%です。選任された後見人は、本人や親族とまったく面識がないケースが一般的です。そのため、親族から、親の法定後見人を務める専門家を変更（解任）できないかという相談をよく受けます。しかしながら、法定後見人が横領、本人に対して後見業務を行わないなどの理由がなければ、家庭裁判所はその法定後見人の解任を認めません。つまり、単に後見人が気に入らないというだけでは認められません。

（2）法定後見人への報酬の負担

法定後見人の報酬は、法定後見人自身が家庭裁判所に対して報酬付与の申立てをする必要があります。親族後見人であれば報酬がかからないのではなく、その申立てをしないからこそ無報酬になるということです。

また、法定後見人の具体的な報酬額も、家庭裁判所が決めます。報酬額の目安は月額 2 万円です。ただし、管理する財産額によって、その目安の金額より高額になります。1,000 万円～5,000 万円の財産額で月 3～4 万円、5,000 万円を超えると月 5～6 万円に決定する家庭裁判所もあります。

この報酬額は、本人の判断能力が回復・改善し、後見開始の審判の

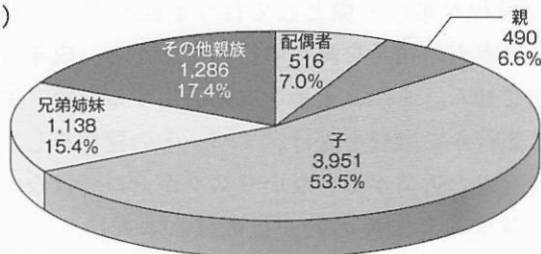
■ 図表 1-1-4 成年後見人等と本人との関係別件数（令和 5 年）

○ 成年後見人等と本人の関係については、親族（配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族）が成年後見人等に選任されたものが 7,381 件（全体の約 18.1%）、親族以外の第三者が選任されたものが 33,348 件（全体の約 81.9%）となっている。

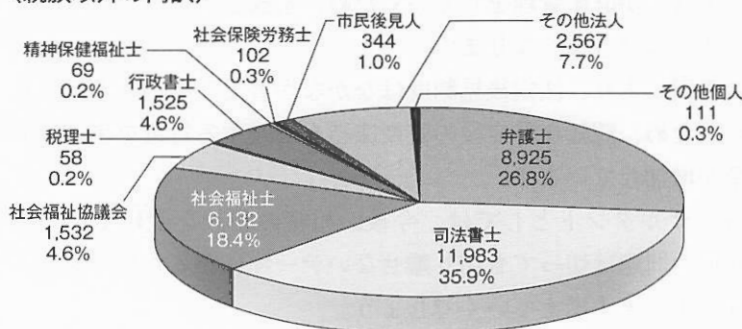
（親族、親族以外の別）



（親族の内訳）



（親族以外の内訳）



（注 1）後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち認容で終局した事件を対象としている。

（注 2）「その他親族」とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く親族をいう。

資料：最高裁判所「成年後見関係事件の概況—令和 5 年 1 月～12 月—」より作成

（出典）厚生労働省「成年後見制度利用促進体制整備研修」（令和 6 年 4 月）

取消しが家庭裁判所によって認められない限りは、本人が亡くなるまで継続してかかります。家族の中には、後見制度を利用し、認知症の親が所有する不動産を売却した後、自分たちで親の預金を管理するため、成年後見制度の利用をやめたいという声もよく聞きますが、不動産売却時や定期預金の解約時など一時的な利用は認められない点もネックになっているでしょう。

(3) 相続対策や資産活用の制限

成年後見制度は、本人の財産を保護するための制度です。将来、相続人になる人たちの利益を図るための制度ではありません。例えば、金銭贈与は相続税対策の一環として行う家族が多いかもしれませんが、金銭贈与は本人の預金を減らす行為ですから、成年後見制度の利用以降はできません。また、土地を有効活用するため、家族が本人を債務者として銀行から融資を受け、アパートの建築をしたいという場合でも、銀行融資の返済ができないリスクがゼロではない以上、認められません。法定後見制度の設定以降は、本人にとって必要かどうか、その行為が本人にとってリスクがないのかどうかを判断基準にし、法定後見人が財産管理をしていくため、家族が思い描く相続対策や資産の活用はできなくなります。

以上の要因により、法定後見制度はなかなか普及しないと考えられます。そのため、認知症発症後の資産凍結を回避する対策を事前に考える世帯が増加しています。

相続コンサルタントとしては、今後、相続の相談を受けるに当たり、認知症の問題は切っても切り離せないテーマになるため、家族信託の相談がますます増えていくでしょう。

3 家族信託とは

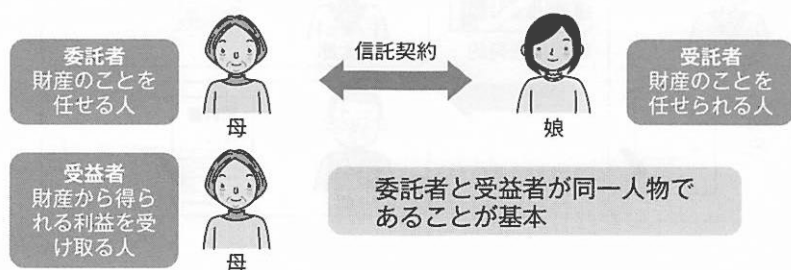
「信託」とは、文字どおり、自分の財産を信じて託すということです。

「託す」人を「委託者」といい、通常、親が委託者になります。また、「託される」人を「受託者」といい、子が受託者になります。

さらに、「託された」財産を「信託財産」といいます。

受託者は、信託財産を誰かのために管理し、必要に応じて処分します。「誰か」のことを「受益者」といい、通常は財産を託す委託者が受益者になります。

■ 図表 1-1-5



母（委託者）が、認知症発症前に母自身（受益者）のために娘（受託者）に不動産（信託財産）の管理などを託す制度が家族信託です。託す方法は、母と娘との契約です。

ここで、「託す」とは具体的にどういうことなのでしょうか。

田中家のケース

アパートを所有している田中英太郎さん（82歳）が、息子の一郎さん（55歳）にアパートを信託した場合で説明します。

英太郎さんは、アパートの所有権を有しています。英太郎さんがアパートの所有権を持っているからこそ、借主から家賃を受け取れ、アパートのリフォーム工事の契約や売却も自由に行うことができます。

英太郎さんが一郎さんにアパートを信託すると、家賃を受け取る権利は英太郎さんに残しつつ、アパートの工事契約や売買契約をする権

利が一郎さんに移ります。つまり、家族信託をすることで、権利が2手に分かれて、アパートの管理や処分する権限が一郎さん（受託者）の手に渡ります。一方、家賃や売却金を受け取る権利は英太郎さん（受益者）が持ち続けます。家賃などを受け取る権利を、受益権といいます。

■ 図表1-1-6



家族信託の契約が結ばれた後、アパートのリフォーム工事が必要になった際、英太郎さんが認知症を発症していたとしても、すでに工事契約をする権限は一郎さんに移っているため、一郎さんが工事業者と契約を締結すれば、リフォーム工事が可能です。

アパートの管理や処分のために家族信託の契約を結んだ後、英太郎さんと一郎さんは不動産登記手続きをする必要があります。なぜなら、リフォーム工事の業者や不動産の買い手は、このアパートに関する契約の相手が英太郎さんと一郎さんのどちらとしてよいか判断がつかないからです。不動産の登記は、取引の安全を守るための制度であるため、受託者である一郎さんへアパートの管理や処分をする権限が移転している以上、不動産の名義も一郎さんへ変更する必要があります。名義を変更すると、贈与税がどれくらいかかるのか、一般の人から質問を受けることがあります。受益者が英太郎さんであるため、贈与税はかかりません。先に説明した家賃や売却金を受け取る権利（受益権）が、英太郎さん以外の人へ移転した際に課税が発生します。

著者略歴

一橋 香織（ひとつばし・かおり）

相続コンサルタント

上級縁デイングノートプランナー、縁デイングノートプランナー養成講師、家族信託コーディネーター、生前整理アドバイザー1級、AFP

笑顔相続コンサルティング株式会社 代表取締役

一般社団法人縁デイングノートプランニング協会® 代表理事

<略 歴>

これまで6,000件以上の相続相談の実績を持つ。

講演・メディア出演（テレビ朝日「たけしのTVタックル」TBSテレビ「Nスタ」「ビビット」テレビ東京「ソクラテスのため息」など）多数。

日本初のシステムダイアリー型『エンディングノート』監修。

<著 書>

『家族に迷惑をかけたくなければ相続の準備は今すぐしなさい』（PHP研究所）はアマゾン相続部門1位・丸善本店ビジネス部門で1位を獲得。

近著『終活・相続の便利帖』（日本法令）、『相続コンサルタントのためのはじめての遺言執行』（日本法令、共著）など多数。

木野 綾子（きの・あやこ）

弁護士

上級相続診断士、終活カウンセラー2級、家族信託専門士、社会保険労務士、NPO法人長寿安心会 副代表理事

<略 歴>

1971年生まれ。早稲田大学政治経済学部卒。13年間の裁判官生活を経た後、2010年に弁護士登録（第一東京）。2016年「法律事務所キノール東京」を開設し、現在に至る。専門分野は、相続、労働（使用者側）、不動産関係。

<著 書>

『相続コンサルタントのための初めての遺言執行』（日本法令、共著）、
『家族間契約の知識と実践』（日本法令、共著）、『終活・相続コンサルタントが活躍するための実践手引書』（日本法令、共著）、『シニア六法』（KADOKAWA、共著）、『別れても相続人』（光文社、共著）など多数。

上木 拓郎（うえき・たくろう）

司法書士・行政書士

アンド・ワン司法書士法人 代表社員

アンド・ワン行政書士法人 代表社員

<略 歴>

一般社団法人縁デイングノートプランニング協会® 理事

1980年栃木県生まれ、一橋大学社会学部卒業。高校時代、映画監督になることを目指すが、大学時代に街の法律家として一般市民の支援をしていきたいと思い、法律の道へ。2009年司法書士試験に合格し、2010年に独立開業。2012年から、一般市民や金融機関、士業、相続コンサルタント向けに毎年相続や家族信託のセミナー・研修に従事。また、毎年300件以上、全国から寄せられる相続相談に対応中。YouTubeチャンネル「相続デザイナー上木拓郎」で相続に関する知識・情報を随時発信。

藤原 由親（ふじわら・よしちか）

税理士

税理士法人アクセス 代表社員

一般社団法人アクセス相続センター 代表理事

一般社団法人高知相続あんしんセンター 代表理事

一般社団法人「親なきあと」相談室 関西ネットワーク 代表理事

日本ダウン症協会大阪支部 監事

<略 歴>

相続・事業承継専門の税理士

個人の相続税対策から社長の事業承継対策まで幅広い知識と経験を持ち、現在までの相続相談件数は3,000件を超える。

一般社団法人アクセス相続センターを開設し、弁護士・司法書士・行政書士・土地家屋調査士・保険業・不動産業等との連携を行うことで、税務対策のみならず、さまざまな相続案件に対応している。その経験を活かし、近年は士業の枠にとらわれない相続コンサルタントの養成にも精力的に取り組む。

また、自らの次女がダウン症であり、障がいのある子の「親なきあと」問題解決に向けて一般社団法人「親なきあと」相談室 関西ネットワークを設立。「親なきあと」セミナーの開催や個別相談を行っている。

細谷 洋貴（ほそや・ひろたか）

行政書士

行政書士法人アクセス 代表社員

一般社団法人アクセス相続センター 代表理事

一般社団法人「親なきあと」相談室 関西ネットワーク サポーター

<略 歴>

相続・事業承継専門の行政書士

親族、知人の争族を経験して行政書士の資格を取得し、自らの体験から相続に関するサポートを専門に業務を行う。

予防法務の専門家である行政書士として、遺言・後見・信託を活用した生前対策を得意とし、毎年100件を超える提案と対策を行っている。

また、一般社団法人アクセス相続センターでは、相続コンサルタントの養成や各士業、その他の専門職との連携のためのセミナーで講師を行っている。